

議案第 8 号

高根沢町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

高根沢町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和 7 年 6 月 3 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

高根沢町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

1 概要

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者（町の住民基本台帳に登録されていない者）の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として実装されることとなり、この機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務等として条例に定める必要があることから、所要の改正をするものです。

2 改正内容

（１）マイナンバーの独自利用を行う事務の追加

マイナンバーの独自利用を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加します。また、事務の追加による項ずれを修正します。（別表第１）

（２）庁内連携を行う事務及び情報の追加

特定個人情報の庁内連携を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するとともに、既に庁内連携を行っている事務において取り扱う特定個人情報として、住登外者の宛名等の情報（以下「住登外宛名情報」という。）を追加します。（別表第２）

（３）町長部局から教育委員会部局へ情報提供を行う事務及び情報の追加

町長部局から教育委員会部局へ情報提供を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するとともに、既に情報提供を行っている事務において取り扱う特定個人情報として、住登外宛名情報を追加します。（別表第３）

3 施行日

公布の日から起算して６月を超えない範囲において規則で定める日

高根沢町条例第 号

高根沢町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年高根沢町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
事務	機関	事務	機関
(略)	(略)	(略)	(略)
4 成年後見制度の利用の支援に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	4 成年後見制度の利用の支援に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
5 住登外者宛名番号管理機能による住登外者（町の住民基本台帳に登録されていない者をいう。以下同じ。）の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの			
6 (略)		5 (略)	
7 (略)		6 (略)	
8 (略)	(略)	7 (略)	(略)
9 (略)		8 (略)	
10 (略)		9 (略)	
11 (略)		10 (略)	
12 就学援助の支給に関する事務であって規則で定めるもの		11 就学援助の支給に関する事務であって規則で定めるもの	

13 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

事務	特定個人情報	機関
1 重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	(略)
	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの	
	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの	
(略)	(略)	
3 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
	地方税関係情報であって規則で定めるもの	
	住登外者宛名情報で	

別表第2（第4条関係）

事務	特定個人情報	機関
1 重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	(略)
	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの	
(略)	(略)	
3 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
	地方税関係情報であって規則で定めるもの	

	あつて規則で定めるもの
4 予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
5 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの 介護保険関係情報であつて規則で定めるもの 母子保健法（昭和40年法律第141号）による妊娠の届出に関する情報であつて規則で定めるもの 母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康

4 予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

	診査に関する情報であって規則で定めるもの	
6 (略)	(略)	(略)
7 (略)	(略)	

別表第3 (第5条関係)

事務	特定個人情報	情報照会機関	情報提供機関
1 こども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	(略)	(略)
2 ひとり親家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの		
3 妊産婦医療費の助成に関する事務であ	国民健康保険関係情報であって規則		

5 (略)	(略)	(略)
6 (略)	(略)	

別表第3 (第5条関係)

事務	特定個人情報	情報照会機関	情報提供機関
1 こども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの	(略)	(略)
2 ひとり親家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの		
3 妊産婦医療費の助成に関する事務であ	国民健康保険関係情報であって規則		

って規則で定めるもの	で定めるもの 住登外者宛名情報 であって規則で定めるもの			って規則で定めるもの	で定めるもの		
(略)	(略)			(略)	(略)		
7 就学援助の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの			7 就学援助の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの		
8 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当関係情報であって規則で定めるもの						

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。